

○岡山県職員特殊勤務手当の運用について

(昭和49年3月27日岡人委第505号通知)

(沿革)

昭和51年 4月 1日第 1号	昭和51年 9月20日第156号
昭和52年 6月16日第 80号	昭和53年 3月23日第311号
昭和53年12月26日第218号	昭和56年 5月18日第 58号
昭和56年 5月22日第 66号	昭和57年 4月20日第 30号
昭和57年 7月 5日第 99号	昭和58年 7月15日第 99号
昭和59年 3月16日第279号	昭和59年 6月22日第111号
昭和60年12月24日第266号	昭和61年 7月18日第124号
昭和62年 7月14日第101号	昭和63年 4月 1日第 14号
昭和63年 6月27日第113号	平成 元年 4月 1日第 13号
平成 元年 6月30日第114号	平成 3年12月24日第279号
平成 4年 7月 3日第 98号	平成 6年 7月 5日第120号
平成 6年12月22日第280号	平成 7年 7月 7日第111号
平成 7年10月 3日第190号	平成 8年 7月 5日第 73号
平成 9年 4月 1日第 3号	平成11年 4月 1日第 9号
平成11年12月21日第184号	平成14年 1月23日第236号
平成14年 6月28日第 97号	平成16年 4月 1日第241号
平成17年 3月25日第190号	平成17年 4月19日第 13号
平成17年11月29日第142号	平成18年 3月31日第219号
平成19年 2月23日第201号	平成19年10月 9日第134号
平成20年 2月 1日第188号	平成20年 3月28日第216号
平成21年 3月31日第193号	平成21年 3月31日第198号
平成21年 3月31日第200号	平成23年 3月 8日第221号
平成23年 9月27日第116号	平成24年 3月 6日第212号
平成25年 3月29日第294号	平成26年 3月20日第260号
平成27年 3月20日第322号	平成30年 9月21日第194号
平成31年 3月22日第375号	平成31年 4月 9日第 15号
令和 元年 5月29日第 87号	令和 2年10月 6日第198号
令和 4年 2月25日第342号	令和 4年 3月22日第349号
令和 5年 5月 2日第 36号	令和 5年 7月 7日第 97号 改正

条例第11条関係

この条の第1項の「保健所外において行う保健指導の業務」とは、次に掲げる保健指導の業務で保健所の構内において行われるもの以外のものをいう。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10

年法律第114号)第53条の12の規定により結核登録票に登録された者に対して行う保健指導の業務

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第47条第1項の規定による保健指導の業務

条例第22条関係

この条の「除雪作業」とは、20センチメートル以上(凍結等のおそれがある場合で特に除雪を必要と認める場合にあつては、10センチメートル以上)の積雪(圧雪及び圧雪上の積雪を含む。)の除雪作業をいう。

条例第23条関係

- 1 この条の第1項の「作業」とは、水防活動用の各種警報下で行われた作業(同項第2号の応急作業に従事する場合にあつては、水防活動用の各種警報下等で行われた作業を含む。)をいう。
- 2 この条の第1項第1号の「豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある」程度は、岡山県災害対策本部条例(昭和37年岡山県条例第48号)の規定に基づき非常体制としての地方災害対策本部が設置された地域における災害の程度(水防活動用の各種警報下等で同項第2号の応急作業に従事する場合にあつては、当該警報による豪雨等異常な自然現象により発生し、又は発生するおそれの著しい大規模な土砂崩壊、決壊、盛土法面崩壊その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害を含む。)とする。
- 3 この条の第1項第3号に定める業務は、搭乗して行う具体的作業をいい、搭乗することのみによって目的を達する場合(例えば目的地への到達手段としての搭乗、視察等)を含まないものとする。

条例第33条関係

- 1 この条の第2号の「死体処理の作業」に従事したときに支給される手当は、作業1回につき5人以内に限って支給するものとする。ただし、次に掲げる場合において、死体処理の作業に5人を超える人員を要するものと認められるときは、5人を超えて支給することができる。
 - 一 検死官及びその補助者が検視に臨場した場合
 - 二 溺死体又は轢死体の回収作業に従事した場合
 - 三 警察署の検視担当者が行う検視の補助作業に従事した場合
 - 四 解剖の補助作業に従事した場合
 - 五 その他前各号に相当する特別の事情がある場合
- 2 この条の第3号の「人事委員会が定める警衛作業」とは、身辺警衛員が行う皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃又は悠仁親王以外の皇族の身辺の警衛作業をいう。

- 3 この条の第10号の「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの」とは、次に掲げる作業をいう。
 - 一 警察本部若しくは警察署に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合において、職員が災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業に引き続き2日以上従事した場合の当該作業
 - 二 人命救助の作業に引き続き2日以上従事した場合の当該作業で著しく危険であると人事委員会が認めるもの
- 4 この条の第17号の「留置施設看守の業務」には、被留置者の運動、入浴等の立会監視及び身体検査の業務を含むものとする。
- 5 この条の第20号の「捜索、救助、犯罪の捜査、警備、交通の取締りその他の警察の活動」とは、搭乗して行う具体的作業（教育訓練にあつては、飛行中の航空機からの降下を伴うものに限る。）をいい、搭乗することのみによって目的を達する場合（例えば目的地への到着手段としての搭乗、視察等）を含まないものとする。

条例第34条関係

- 1 この条の第2項の「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度」とは、同項各号の業務ごとに、次に掲げるとおりとする。
 - 一 第2項第1号の業務（非常災害時等の緊急業務）
 - イ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡山県条例第58号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第5項の規定による週休日（以下「週休日」という。）又は勤務時間条例第4条第1項の規定による休日（同条例第5条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）については、業務に従事した時間が7時間45分程度であること。
 - ロ 正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日については、当該日の正規の勤務時間が午前8時30分から午後0時30分までの職員にあっては業務に従事した時間が正規の勤務時間以外の時間のうち、午後0時30分から午後8時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること、その他の職員にあってはこれらと同程度であること。
 - ハ その他の日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間以外の時間のうち、午後5時15分から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること。

- 二 第2項第2号の業務（修学旅行等の指導業務）
泊を伴うものでその日において業務に従事した時間（就寝時間等は含まない。）が7時間45分程度であること。
- 三 第2項第3号の業務（対外運動競技等の指導業務）
その日において業務に従事した時間（就寝時間等は含まない。）が7時間45分程度であること。
- 四 第2項第4号の業務（部活動の指導業務）
正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き3時間程度であること。
- 五 第2項第5号の業務（入学試験における受験生の監督等の業務）
 - イ 週休日又は休日等については、業務に従事した時間が7時間45分程度であること。
 - ロ 正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日については、当該日の正規の勤務時間が午前8時30分から午後0時30分までの職員にあっては業務に従事した時間が正規の勤務時間以外の時間のうち、午後0時30分から午後8時まで又はこれと同程度であること、その他の職員にあってはこれらと同程度であること。
- 2 この条の第2項第1号の「非常災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による災害又は大規模な火事若しくは爆発、列車転覆若しくは船舶の沈没その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する事故による災害をいう。
- 3 この条の第2項第2号の「修学旅行、林間・臨海学校等」の「等」とは、いわゆる移動教室、スキー学校、特別支援学校における宿泊訓練など修学旅行又は林間・臨海学校と類似した学校行事をいう。
- 4 この条の第2項第3号の「人事委員会が定める対外運動競技等」とは、次の各号に掲げる要件に該当する対外運動競技等をいう。
 - 一 その競技会等が国若しくは地方公共団体の開催するもの、又は市、郡若しくはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催するものであること。
 - 二 その競技会等への参加が学校により直接計画、実施されるものであること（すなわち、学校教育活動として行われるものであること）。
- 5 この条の第2項第3号の「対外運動競技等」には、例えば音楽コンクール及び演劇コンクールが含まれる。
- 6 この条の第2項第2号及び第3号の「……泊を伴うもの」には、2日以上の旅行の最終日における指導業務を含む。
- 7 この条の第2項第4号の「学校の管理下において行われる」とは、学

校における教育活動の一部としてその管理の下に行われることをいい、また、「児童又は生徒に対する指導業務」とは、あらかじめその部活動の指導を担当することとされている教員が、当該担当に係る部活動において児童又は生徒を直接指導する業務をいう。なお、この指導業務には部活動の一部として行われる対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務（同項第3号に該当する業務を除く。）を含むものとする。

- 8 この条の第2項第4号の「人事委員会が定める場合」とは、正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き2時間程度である場合とする。
- 9 この条の第2項第4号の「心身に特に著しい負担を与える場合として人事委員会が定める場合」とは、正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き4時間程度である場合とする。
- 10 この条の第2項第4号及び第5号の「正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日」とは、勤務時間条例第2条第7項の規定に基づき、週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合に、勤務時間が割り振られた日の勤務時間のうち4時間を当該日に割り振ることをやめた日又は当該4時間の勤務時間を割り振られた日をいう。前記第1項の「正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日」についても同様とする。

条例第36条関係

この条の第4項の「日額で定められている特殊勤務手当」には、時間、回、件又は単位で定められている手当は含まれないものとする。

規則第4条関係

この手当は、特に必要がある場合において臨時に伝染病防疫作業に従事した職員にも支給することができる。

規則第6条関係

この条の第3項第2号の「これに類する堰」とは、新田原井堰をいう。

規則第21条関係

- 1 この条の第4項において、護送に伴う運転の作業に従事した職員が、護送計画に基づき、被護送者の逃走防止を図るための具体的任務に従事した場合は、運転の作業以外の被疑者護送の作業に従事したものとする。
- 2 この条の第5項各号で定める作業は、次に掲げる作業に限るものとする。
 - 一 第5項第1号で定める作業 交通人身事故の実況見分及び検証の作業

- 二 第5項第2号で定める作業 暴走行為の採証、検挙又は暴走族取締り若しくは検挙のための待ち受け配備の作業
- 三 第5項第3号で定める作業 計画に基づく飲酒運転、無免許運転及び速度違反の取締りの作業
- 3 この条の第11項の「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務」とは、道路上で行う業務とし、道路上で行う次に掲げる業務を含むものとする。
 - 一 物損事故の実況見分の業務
 - 二 計画に基づく交通違反取締りの業務（前項第3号の作業を除く。）
- 4 この条の第12項の「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務」とは、次に掲げる業務とする。
 - 一 不審者への職務質問、暴力団事務所への立入警戒及び重要防護施設の警戒等の犯罪予防業務並びに捜査対象者に対する張込み、尾行及び捜索その他犯罪捜査業務で警察施設外で行う業務
 - 二 警察施設内で行う被疑者の取調べ又は参考人からの事情聴取その他直接捜査関係者と接触を伴う業務
 - 三 指定通訳者が行う前2号に掲げる業務
- 5 この条の第15項の「警察署に勤務する職員」とは、警察署の地域課又は交通課に勤務する職員とする。

規則第22条関係

- 1 この条の第4項第1号の「緊急の防災若しくは復旧の業務」とは、非常災害が急迫した状態において行うこれに備えての準備の業務又は災害直後の復旧の業務でその日において急ぎ処理することを必要とするものをいい、「被害が特に甚大な非常災害」とは、岡山県災害対策本部条例の規定に基づき非常体制としての地方災害対策本部が設置された地域における災害をいい、また、「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務」とは、学校の管理下において行われる学校の施設等に避難している児童又は生徒等の救護業務をいう。
- 2 この条の第4項第1号及び第3号の「人事委員会が定める場合」とは、業務に従事した時間が条例第34条関係第1項第1号イからハまでに規定する時間のそれぞれ2分の1程度の場合とする。
- 3 この条の第4項第2号の「負傷、疾病等」には、例えば極度の肉体的疲労が含まれる。

規則第24条関係

この条の第6項各号に掲げる手当の支給対象となる作業等と当該手当以外の手当の支給対象となる作業等に従事した場合において、当該手当以外

の手当が2以上あるときは、そのうちの最も額の多い手当（その手当が2以上あるときは、そのうちのいずれか一の手当）を支給するものとする。

規則第26条関係

この条の第2項の「人事委員会が別に定める様式による特殊勤務実績簿」は、別記様式によるものとし、支給対象業務に従事した実績をよりの確に把握するために必要な範囲内で変更することができる。

その他の事項

条例第4条、第5条第1項、第10条第2号、第11条第1項、第15条第1項、第25条第1号、第26条第1項、第28条第2号及び第32条の職員には、他の地方公共団体等に派遣され、当該団体等の業務に従事する職員を含むものとする。

別記様式(第26条関係)

特 殊 勤 務 実 績 簿

所属課(所)

(年 月分)

職 氏

名

所 長 確 認	直 接 監 督 責 任 の 確 認	月 日		作業に従事した時間		作 業 内 容	摘 要
		月	日	時～ 時	時間数		
		月	日				
支 給 年 月 日	.	手 当 支 給 額				円	円
		※	※	※	合 計		
		円	円	円	円		

注:1 手当(警察職員及び教育職員の特種勤務にあつては、それぞれ条例第33条及び第34条第1項又は第2項の各号), 給与期間及び職員ごとに作成するものとする。

2 ※印欄には、手当の支給額区分について記入するものとし、同一の作業でありながら作業従事時間数、昼夜間の別等により支給額の異なる作業の場合は、その時間等の区分を記入して整理するものとする。